議案第4号

札幌圏都市計画

地区計画の変更(案)

(市決定)

もみじ台団地

平成31年1月 札幌市まちづくり政策局都市計画部 都市計画もみじ台団地地区計画を次のように変更する。

### 1 地区計画の方針

名 称 もみじ台団地地区計画									
位	置 置	札幌市厚別区もみじ台東1~7丁目、もみじ台西1~7丁目、							
		もみじ台南1~7丁目、もみじ台北1~7丁目							
区 域 計画図表示のとおり									
Ī	<b>董</b>	2 4 2. 0 ha							
地区	区計画の目標	当地区は、厚別副都心の南東約2kmのところに位置しており、本市が良好な							
		住宅地の供給を図るため、新住宅市街地開発事業により開発した団地で、計画							
		的な土地利用・施設配置によって、現在北国にふさわしい良好な住環境が形成							
		されている。   一方、住宅地として開発後40年が経過し、現在、人口の減少や少子高齢化が							
		一万、任宅地として開発後40年が経過し、現在、人口の減少や少于高齢化が     急速に進行している。このため、これらに伴い生ずる課題に対応し、当地区の							
		課題解決や活性化に向けて、地区にある既存資源を有効活用するための基本的							
		本事項を定めた「もみじ台地域の既存資源活用方針」(以下「活用方針」とい							
		つ。)を、平成23年9月に策定した。							
		プ・グーン・							
		として調和のとれたゆとりのある良好な住環境の保全を図るとともに、活用方し							
		針に掲げる居住機能を中心に文化・交流・就業といった多様な活動の場や働く							
		場を備えた多機能複合型の住宅市街地の形成を図ることを目標とする。							
区	土地利用の	低層住宅地区、中高層住宅地区、商業業務地区及び機能複合促進地区の均衡							
区   域   の	方針	ある土地利用を図り、良好な住環境が損なわれないよう維持保全を図る。							
の整備		また、計画的に配置されている公益施設などについてもその維持保全を図							
開		る。							
及び	地区施設の	当地区内には、都市計画道路として、「もみじ台通」、「厚別東通」及び「厚							
保全	整備の方針	別青葉通」が、また、都市計画公園として、地区公園(1ヵ所)、近隣公園(4ヵ							
に		所)及び街区公園(9ヵ所)が整備されており、他の地区内道路、緑道なども							
する		すべて整備済であるので、地区施設機能が損なわれないよう維持保全を図る。							
発及び保全に関する方針									
ш ш									

区	建築物等の	地区計画の目標及び土地利用方針に基づき、建築物等に関する制限を次のよ								
区域の	整備の方針	うに定める。								
整備		1 「低層住宅地区」にあっては、ゆとりのある良好な住環境を保全するため、								
•		次のように建築物等に関する制限を定める。								
発		(1) 住宅市街地としての環境を保持するため、「建築物等の用途の制限」								
及び		を定める。								
保全		(2) 北国としての良好な住環境の形成に必要な敷地を確保するため、「建								
に関		築物の敷地面積の最低限度」を定める。								
はする		(3) 閑静なまちなみにふさわしい景観の形成を図るため、「建築物等の形								
方	開発及び保全に対するに対するに対するため、「建築物等を定める。 (2) 北国としての良好な住環境の形成に必要な敷地を確保全に関する。 (3) 閑静なまちなみにふさわしい景観の形成を図るため、 態又は意匠の制限」を定める。									
針		(4) 宅地の緑化推進の効果を高め、明るいまちとするため、「垣又はさく								
		の構造の制限」を定める。								
		2 「機能複合促進地区」にあっては、周辺の住環境との調和を図りつつ、活								
		用方針に適合する建築物等を誘導するための制限を定める。								
再	面積	3. 3 ha								
開										
発生	土地利用に	活用方針に基づき、機能の複合化や地域コミュニティ機能の強化により、								
再開発等促進区	関する基本	区の課題解決や活性化に資する旧小学校の跡利用を進めるため、良好な住環境								
進区	方針	が損なわれないよう配慮しつつ、高度利用を図る。								

#### 2 地区整備計画

2 =	地区整備計											
名 ————————————————————————————————————		称	もみじ台団地									
区		域	計画図表示のとおり									
	面	積	92.5 ha									
建築	地区	名称	低 層 住 宅 地 区	機能複合促進地区								
物等	区分	面積	89.2 ha	3. 3 ha								
寺に関す	建築物等制限	の用途の	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。								
る			(1) 住宅(3 戸以上の長屋を除く。次 号において同じ。)	(1) 住宅(3戸以上の長屋を除く。次 号において同じ。)								
事項			(2) 住宅であって、次のアからエまでのいずれかに掲げる用途を兼ねるもの(当該用途に供する部分の床面積の合計が50㎡を超えるもの及び当該建築物の延べ面積の2分の1以上のものを除く。)	(2) 住宅であって、次のアからエまでのいずれかに掲げる用途を兼ねるもの(当該用途に供する部分の床面積の合計が50㎡を超えるもの及び当該建築物の延べ面積の2分の1以上のものを除く。)								
			ア 事務所 イ 食堂又は喫茶店 ウ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する用途 エ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75kW 以下のものに限る。)	ア 事務所 イ 食堂又は喫茶店 ウ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する用途 エ 美術品又は工芸品を製作する ためのアトリエ又は工房(原動機 を使用する場合にあっては、その 出力の合計が 0.75kW 以下のもの に限る。)								
			(3) 前 2 号からなる 2 戸の長屋 (4) 寄宿舎又は下宿	(3) 前2号からなる2戸の長屋 (4) 寄宿舎又は下宿								
			(5) 集会所	(5) 集会所								
			(6) 老人ホーム、保育所、福祉ホーム その他これらに類するもの	(6) 老人ホーム、保育所、福祉ホーム その他これらに類するもの								
			(7) 前6号の建築物に附属するもの	(7) 前6号の建築物に附属するもの								
				(8) 公益上必要な建築物その他これ らに類するもので「もみじ台地域 の既存資源活用方針」に適合する								

		ものとして市長が認めたもの
建築物の容積率の 最高限度		建築物等の用途の制限欄第1号から第7号に該当する建築物にあっては10分の8(住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計の敷地面積に対する割合は10分の6)とする。
建築物の建蔽率の 最高限度		10分の4
建築物の敷地面積 の最低限度	2 0 0 m²	2 0 0 m²
建築物の壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱 (以下「外壁等」という。)の面から 敷地境界線までの距離の最低限度は 1 mとする。ただし、当該限度に満た ない距離にある建築物又は建築物の 部分が次の各号のいずれかに該当す る場合には、この限りでない。 (1) 外壁等の中心線の長さの合計が 3 m以下であること。 (2) 物置その他これに類する用途に 供し、軒の高さが2.3m以下で、か つ、床面積の合計が5 m以内である こと。
建築物の高さの最高限度		建築物の高さは、次の各号に掲げるもの以下とする。 (1) 建築物の最高の高さは 18mとする。 (2) 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に 5 mを加えたもの以下とする。
建築物等の形態又は意匠の制限	自己の用に供する広告物(札幌市屋 外広告物条例(平成10年条例第43号) 第11条第2項第1号に規定する自家	自己の用に供する広告物 (札幌市屋 外広告物条例(平成10年条例第43号) 第11条第2項第1号に規定する自家

	用広告物をいう。)のうち、次のいずれかに該当するものは建築物に表示し、又は築造設置してはならない。 (1) 一辺の長さが1.2mを超えるもの (2) 表示面積(表示面が2以上のときは、その合計)が1㎡を超えるもの (3) 刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観風致を損なうもの (4) 建築物から独立しているもの	用広告物をいう。)のうち、次のいずれかに該当するものは建築物に表示し、又は築造設置してはならない。ただし、建築物等の用途の制限欄第8号に該当する建築物に表示し、又は当該建築物の敷地内に築造設置するものについてはこの限りでない。 (1)一辺の長さが1.2mを超えるもの(2)表示面積(表示面が2以上のときは、その合計)が1㎡を超えるもの(3)刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観風致を損なうもの(4)建築物から独立しているもの
垣又はさくの構造の制限	建築物に附属する門又はへいの高さは1.5m以下とする。ただし、生け垣はこの限りでない。	建築物に附属する門又はへいの高さは1.5m以下とする。ただし、次の各号に掲げるものについてはこの限りでない。 (1) 生け垣 (2) 建築物等の用途の制限欄第8号に該当する建築物に附属するもの
備考	1 用語の定義及び面積、高さ等の算定 施行令の例による。	E方法については <b>、</b> 建築基準法及び同法

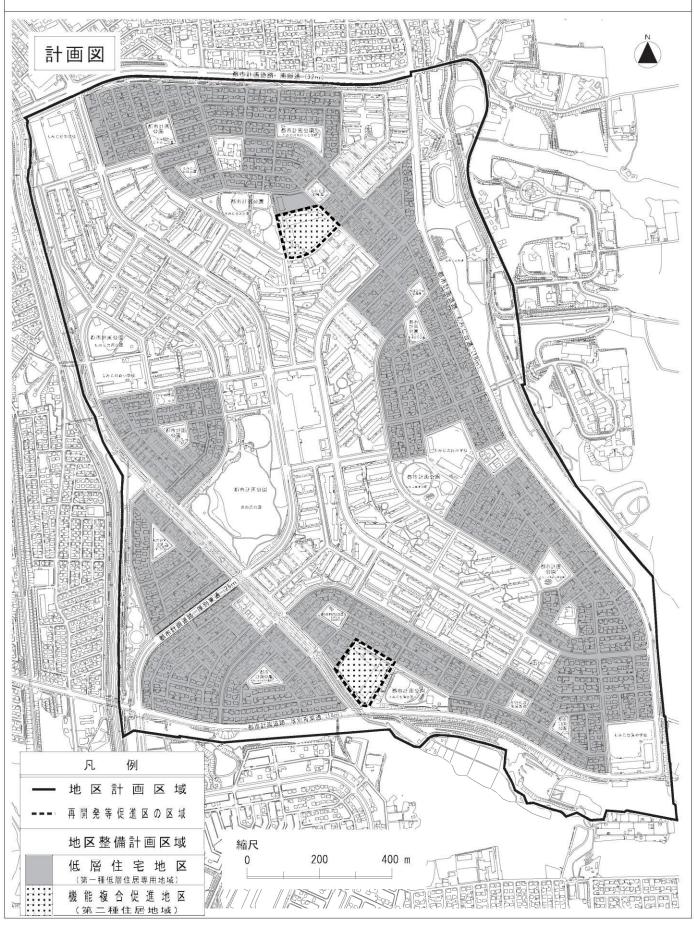
理 由 当地区で人口減少・少子高齢化が進行している現状を踏まえ、地域住民間の交流の活性化等を図るため建築物等の用途の制限を変更するとともに、周辺の住環境との調和を図るため、ポンプ場跡地に地 区整備計画を定める。

併せて、所要の規定整理を行うものである。

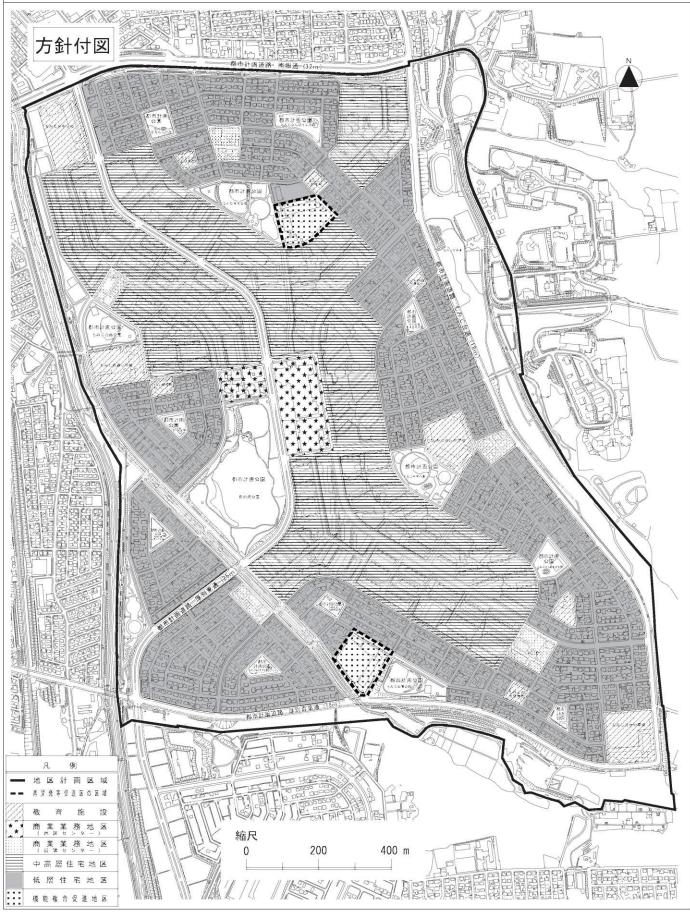
# 札幌圏都市計画 もみじ台団地 地区計画



## 札幌圏都市計画 もみじ台団地 地区計画



## 札幌圏都市計画 もみじ台団地 地区計画



## 変更説明書 (新旧対照表)

#### 札幌圏都市計画もみじ台団地地区計画

#### 変更内容

当地区で人口減少・少子高齢化が進行している現状を踏まえ、地域住民間の交流の活性化等を図るため建築物等の用途の制限を変更するとともに、周辺の住環境との調和を図るため、ポンプ場跡地に地区整備計画を定める。

併せて、所要の規定整理を行うものである。

#### 2 地区整備計画

	地区篮	. I/HI III I								
	事	項		計画	内容					
	71	- 4只		新	IΠ					
	面	積		<u>92.5</u> ha	91.9 ha					
建	区分地区の	名	称	低層住宅地区	低層住宅地区					
建築物等	プ <b>6</b>	面	積	<u>89.2</u> ha	8 8 . 6 ha					
に関する事項	建築特金の制		D用	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅(3戸以上の長屋を除く。次号において同じ。) (2) 住宅であって、次のアからエまでのいずれかの用途を兼ねるもの(当該用途に供する部分の床面積の合計が50㎡を超えるもの及び当該建築物の延べ面積の2分の1以上のものを除く。) ア事務所 イ食堂又は喫茶店 ウ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する用途 エ美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限る。) (3) 前2号からなる2戸の長屋 (4) 寄宿舎又は下宿 (5) 集会所 (6) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (7) 前6号の建築物に附属するもの	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 専用住宅(建築基準法別表第二(い)項第1号に定める「住宅」をいう。ただし、長屋を除く。) (2) 兼用住宅(長屋を除く。)で学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する用途を兼ねるもの(これらの用途に供する部分の床面積の合計が50㎡を超えるもの及び当該建築物の延べ面積の2分の1以上のものを除く。) (3) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの(4)前3号の建築物に附属するもの					

	事項										内	容							
				新											<u> </u>				
建築	<b></b>	名	称	機	能	複	合	促	進	地	X	機	能	複	合	促	進	地	X
建築物等	0	面	積				3.	3 ha	a						3.	3 ha	a		
に関する事項	建築の制		D用	物(1) (2) 第 (3) (4) (5) (6) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8	「建 宅い 宅が金㎡べ) 事 食 学也 美か更り艮 2 宿 会 人也 6 益質)築(い でれにを酥 一 務 堂 習さ 稀の用のる。号 舎 所 ホネ 号 上す	し300あか共超責 所又塾に品アナ合)か又 一ての必る話で戸しっのすえの は、60×154計 らは ムら建 要も用	は以こて用るる2 喫 華ことし場が、な下、こ 築まの方な上)、途部も分 薬 道類 は工合の る宿 保類 物 なで針	らの一次を分のの一の店教す「又に75kk」「育す」に関「した長」の兼の及し、「室の芸はあkk」「「所る 酢 築もに	い屋 アね床び以 、用品工っての、も属物み適い。を かる面当上 囲途 を房て以 長 福のす そじ合	除らも積該の 碁 製(は下 屋 祉 るの台・く エのの建も 教 作原、の ホーキ 他地		物(1) (2) 華類用50延く。老社前 公に存(5) (4) (5)	建用等だほ角ないが、)とホースに乗ります。 という はい	して(に)長、宅室用共超漬 しんの必る舌用の とく 建 要も用	は、建定屋 長囲をるる2 、の 築 をの方はな 築めと 屋碁兼部も分 保他 粋 なで針	ら 基る除 を教ね分のの 一育こ ル 建「」な 準「く。除室るの及 」 所れ 阼 築もに	い法住)くそも床び以 、ら属 勿み適い。別宅 。)のの面当上 身にす そじ合	表」 で他(積該の 体類 るの台第を でここの建も 障す も他地	の 二い ぎれれ合築の 害る のこ域も建 いう 塾にのがの除 福の ら既と
	建築物率の最			<u>第7号</u> 0分の	に該 8(化 積の 0分	当す 住宅! 合計	るを	建築物の用 の用 数地に	物に。 途に 面積	あっ 供す こ対	る部分 する割	第4号 0分の	号に該 0 8 (* 可積の 0 分	核当す 住宅。 )合言	上る致 以外 十の男	建築物の用 の用 敦地回	勿に。 途に 面積	あっ 供す に対	る部分 する割

	新	IΠ
建築物等の形態又は意匠の制限	自己の用に供する広告物(札幌市屋外広告物条例(平成10年条例第43号)第11条第2項第1号に規定する自家用広告物をいう。)のうち、次のいずれかに該当するものは建築物に表示し、又は築造設置してはならない。ただし、建築物等の用途の制限欄第8号に該当する建築物に表示し、又は当該建築物の敷地内に築造設置するものについてはこの限りでない。 (1)~(4) (略)	自己の用に供する広告物(札幌市屋外広告物条例(平成10年条例第43号)第11条第2項第1号に規定する自家用広告物をいう。)のうち、次のいずれかに該当するものは建築物に表示し、又は築造設置してはならない。ただし、建築物等の用途の制限欄第5号に該当する建築物に表示し、又は当該建築物の敷地内に築造設置するものについてはこの限りでない。 (1)~(4)(略)
垣又はさくの 構造の制限	建築物に附属する門又はへいの高さは1.5m以下とする。ただし、次の各号に掲げるものについてはこの限りでない。 (1) (略) (2) 建築物等の用途の制限欄 <u>第8号に</u> 該当する建築物に附属するもの	建築物に附属する門又はへいの高さは1.5m以下とする。ただし、次の各号に掲げるものについてはこの限りでない。 (1) (略) (2) 建築物等の用途の制限欄第5号に該当する建築物に附属するもの

## 新旧対照図

#### もみじ台地区地区計画



## 新旧対照図

#### もみじ台地区地区計画

